



2025年2月27日

各 位

会 社 名 三和ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 高山 靖司
(コード番号5929 東証プライム市場)
問 合 せ 先 総務部長 元木 崇延
(T E L 03-3346-3039)

公正取引委員会審決に対する最高裁の決定に関するお知らせ

当社及びその連結子会社である三和シャッター工業株式会社（以下「三和シャッター」という。）は、2010年6月9日付で公正取引委員会から特定シャッターに係る全国カルテル及び近畿地区受注調整について、独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた事件につき、審決の内容を不服として、東京高等裁判所に審決取消訴訟を提起^(注)しておりましたが、東京高等裁判所は、2023年4月7日付で請求を棄却する判決を下しました。

当社及び三和シャッターは、同判決を不服として、最高裁判所に上告及び上告受理申立てを行っておりましたが、2025年2月26日付で最高裁判所は上告を棄却し、上告審として受理しない決定を下しました。

当社としましては誠に遺憾でありますが、今回の決定により排除措置命令及び課徴金納付命令が確定しましたので、お知らせいたします。

なお、本件に関わる課徴金につきましては既に納付済みであり、2011年3月期決算において特別損失として計上しておりますので、本決定が当社の今期決算及び財務状況に影響を与えることはございません。

当社グループは、本決定を厳粛に受け止め、今後とも社会的責任を果たすべき企業として、より一層のコンプライアンス体制の強化を図ってまいります。

(注) 近畿地区受注調整に係る排除措置命令については、審判請求、審決取消訴訟の提起、並びに上告及び上告受理申立ての対象としていません。

以 上